

いじめ防止基本方針

令和元年度

津幡町立英田小学校

目 次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- ①いじめを許さない雰囲気づくり
- ②分かる授業づくりの推進
- ③自己有用感や自己肯定感の涵養
- ④児童が自らいじめについて学ぶ機会の設定

(2) いじめの早期発見

- ①アンケート調査や教育相談の実施
- ②教師と児童の信頼関係の構築
- ③家庭や地域との連携
- ④教職員間の情報共有

(3) いじめへの対処

- ①組織的な指導体制の確立
- ②関係機関との連携
- ③インターネットを通じて行われるいじめへの対応

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

- ①目的
- ②構成
- ③役割

(2) いじめの防止等の具体的な取組

- ①授業改善に関わる取組
- ②道徳教育や人権教育等の充実
- ③自己有用感や自己肯定感を育む取組
- ④児童会の取組
- ⑤情報モラル教育の充実
- ⑥アンケートや個人面談
- ⑦校内研修の実施
- ⑧家庭や地域との連携

(3) いじめの早期発見に関する留意事項

- ①学校で分かるいじめ発見のポイント
- ②家庭で分かるいじめ発見のポイント

(4) いじめへの対処に関する留意事項

- ①いじめを受けている児童への対応
- ②いじめを行っている児童への対応
- ③いじめを受けている児童の保護者への学校の対応
- ④いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

- ①重大事態の意味
- ②重大事態の報告

(2) 重大事態の調査

(3) 調査結果の提供及び報告

- ①いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供
- ②調査結果の報告

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法より」】

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

児童が、周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

② 分かる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを行う。

③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 児童が自らいじめについて学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

① アンケート調査や個人面談の実施

定期的なアンケート調査（毎月１回、内２回は家庭に持ち帰って行う）や定期的な個人面談（学期に１回以上）を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

② 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお児童が教職員に相談にきた場合に、後で話を聞くと断って対応しないなど、その思いを裏切ったり、踏みにじったりしないよう、十分注意する。

また、いじめを見たと教えてくれた児童に不利益が被らないように配慮する。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

①組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

②関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任をもって津幡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

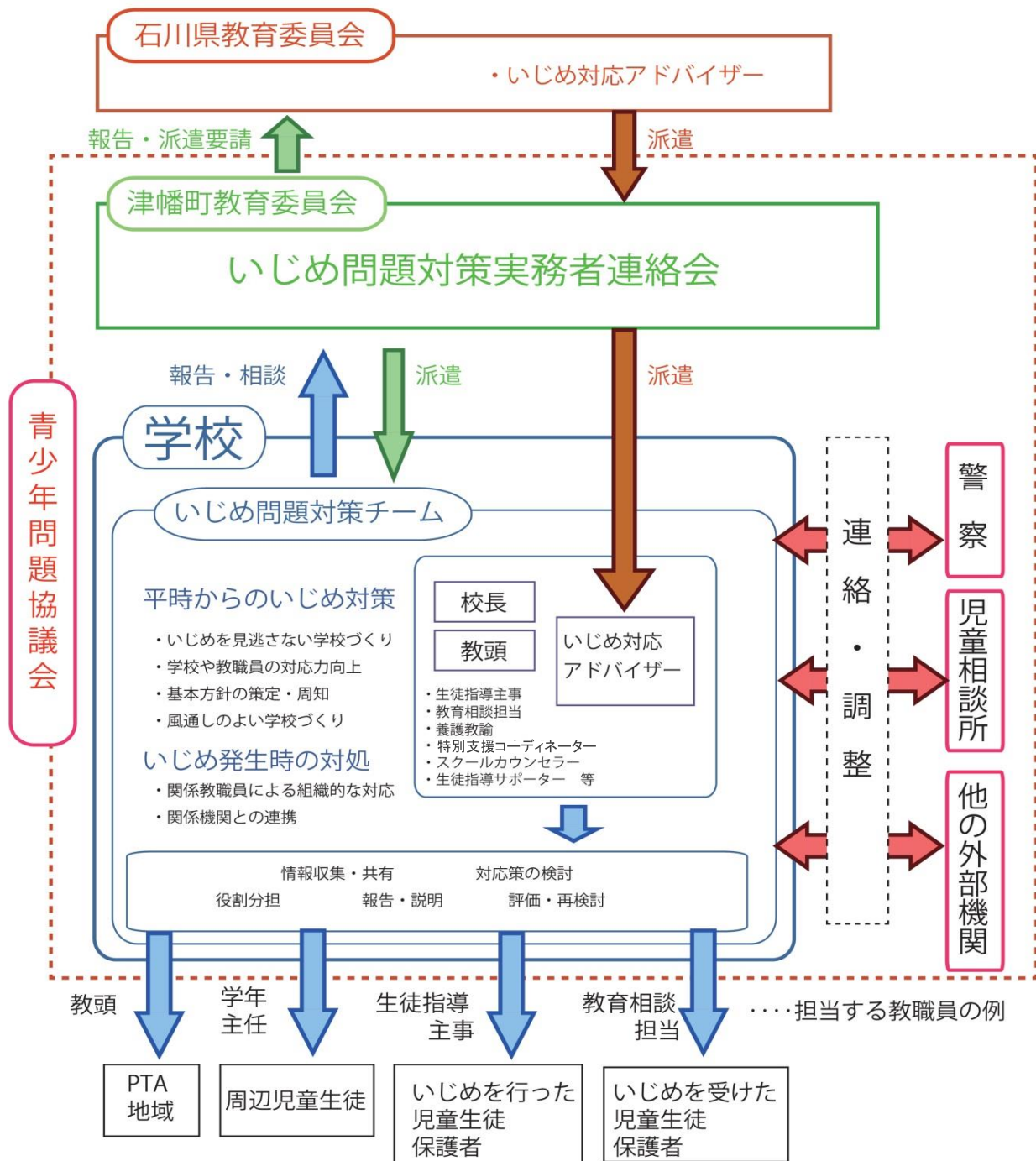
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

③インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

いじめ問題に対する体制



チームでの役割分担に沿った適切な事案対応

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

①目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

②構成

校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、いじめ対応アドバイザー等とし、状況に応じてスクールカウンセラー・生徒指導サポーター等を加え構成する。

③役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後のふり振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- ・PDCAサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示等

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校いじめ防止基本方針の児童や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・児童会が主体となった取組の推進
- ・学校におけるいじめ相談窓口の設置と児童、保護者等への周知
- ・PTAや関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・関係教職員の招集及び役割分担

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーや生徒指導サポーターの活用等

キ 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告・相談
- ・教育委員と連携した対応等

(2) いじめの防止等の具体的な取組

①授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。

【取組】

- ・基礎基本の徹底習得をする。
- ・すべての児童が活躍参加できる授業を目指す。
- ・学校全体で学習規律について共通理解する。(あいさつの仕方、ベル着)
- ・児童が自分の意見や考えを表現する場を設定する。

②道徳教育や人権教育の充実

道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こるいじめを未然に防止するとともに、いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。

子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

【取組】

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を行う。
- ・学びの足跡を教室に掲示していく。
- ・ゲストティーチャーを招き、いろいろな人の考え方に触れるようにする。

③自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・運動会や遠足、宿泊体験学習等で児童中心に進め、より多くの児童に役割を与える。
- ・児童委員会では創造的活動を充実させる。
- ・互いのよさを認め合う取組（キラリさん）を行う。

④児童会の取組

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

- ・ いじめ撲滅キャッチコピーを作成する。
- ・ 児童会代表委員会を充実させる。
- ・ 月の生活目標を意識した委員会活動を行う。

⑤情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネット利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ・ 外部の講師を招き、全保護者と4年生以上の児童を対象に、ネット利用の危険性や情報モラル等に関する講演会を実施する。
- ・ PCサポーターの協力により情報モラル教育を進める。
- ・ 年間指導計画に基づき、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

⑥アンケートや個人面談

いじめアンケート調査及び個人面談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- ・ 毎月いじめアンケートを実施し、その後訴えがあった児童に対しては必ず個人面談をする。その後、いじめ問題対策チームによる検討会を開き、いじめの認知について検討する。また、検討会は行事予定にあらかじめ位置付けておく。
- ・ 全アンケートのうち2回は自宅へ持ち帰り、保護者と話し合いながら記入する。
- ・ 児童理解の会を開き、全職員で実態を共通理解する。

⑦校内研修の実施

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

【取組】

- ・ いじめの事例検討会を実施し、校内体制の確認を行う。
- ・ いじめ対応アドバイザーを招き、いじめの防止等についての研修を行う。

⑧家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

【取組】

- ・家庭訪問や保護者懇談において児童の状況について情報交換する。
- ・学童保育「ぽけっとクラブ」の指導者と情報交換する機会を設ける。

(3) いじめの早期発見に関する留意事項

①学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

○いじめられている子どもの出すサイン

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やし半分に名前が挙げられる ○ひどいアダ名で呼ばれる	○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く

発見する 機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べる時、席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友に譲る
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつと残る	※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている日がある ○部活動に参加しなくなる ※他の子の荷物を持って帰る

<注意しなければならない児童の様子>

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする	○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をする ※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等、危険な物を所持する
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○教材費、写真代等の提出が遅れる ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる	○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

→上記の表を用いて、普段の児童の行動の中で、いじめにつながりうる行動がないか、また、そのような行動を見かけた時にどのように対応するか、校内研修会を開き、全職員で検討する。

②家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

<いじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

観 察 の 視 点 （特に、変化が見られる点）
○衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 ○風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため） ○買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 ○教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 ○食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 ○寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ○表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。 ○いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。 ○部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 ○言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。 ○親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。 ○ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。 ○登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。 ○転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。 ○家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。 ○親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。 ○不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友達からの電話で、急な外出が増える。 ○「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。 ○投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。 ○ゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

<インターネットを通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

観 察 の 視 点 （特に、変化が見られる点）
○携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。 ○親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。 ○インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。 ○携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。 ○電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

(4) いじめの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

①いじめを受けている児童への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友達や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分に指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信をもたせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聴き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている児童への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。

- ・いじめが止まっている状態が継続しているかどうか（3ヶ月が目安）、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態になっているかどうか、経過観察を十分に行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間 30 日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

②調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。